

## 第5次焼津市障害者計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

### 1 公募型プロポーザル実施の目的

第5次焼津市障害者計画策定業務の事業者選定にあたり、提案書を基に、計画策定能力、支援体制、実績等を総合的に評価し、最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

この要領は、第5次焼津市障害者計画策定業務プロポーザルに係る募集に関して、参加資格のある事業者が企画提案を行うため必要な事項を定めたものである。

### 2 事業概要

- (1) 事業名称 第5次焼津市障害者計画策定業務
- (2) 事業内容 「第5次焼津市障害者計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 第5次焼津市障害者計画策定業務に関する基本的な考え方

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進していく必要がある。

障害者が、地域の中で共に暮らす社会を実現していくためには、市内に配置されている福祉施設等のサービス機関や国及び都道府県の所管する機関等との総合的な連携体制を構築し、障害者に適切なサービスを提供できる体制をつくる必要がある。

これらのことから、障害者基本法に基づき、障害者に関する施策の基本的な事項を定める中期の計画として、焼津市障害者計画を策定することとし、以下を計画策定の基本的な考え方とする。

- ア 障害者基本法、障害者総合支援法等関係法令に沿ったものであること。  
特に上記法令の基本理念の実現を目指すものであること。
- イ 国の市町村障害者計画策定指針に沿ったものであること。
- ウ 焼津市総合計画、焼津市地域福祉計画と整合させること。
- エ 焼津市の地域特性、課題を把握しその解決に結び付くものであること。

#### (4) 履行期限

令和6年3月22日（金）

#### (5) 契約限度額

見積り限度額 5,800,000円（消費税および地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格ではありません。

#### (4) 事業の所管課

〒425-8502 静岡県焼津市本町2丁目16番32号

焼津市役所 健康福祉部 地域福祉課 障害支援担当

電話：054-631-5532 FAX：054-626-2189

E-mail アドレス：fukushi@city.yaizu.lg.jp

### 3 参加資格

企画提案書等を提出できる事業者は、次の応募要件を満たし、様式第1号「参加表明書」等を提出後、市から様式第4号「参加資格決定通知書」で参加資格を有するとされた事業者に限る。

#### (1) 応募要件

プロポーザルに参加する者は、本要領の目的を理解し、第5次焼津市障害者計画策定業務に関する能力がある企業で、次の要件を有していなければならない。ただし、参加表明書等の提出期限の日から契約締結までの間に、焼津市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

ア 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年2月7日焼津市告示第30号）第2条第1項の規定に基づく資格停止を受けていない者であること。

イ 焼津市競争契約入札心得（物品製造等・役務）<sup>1</sup>の第19（入札に参加する資格のないもの）のすべてに該当しないものであること。

### 4 提案要領等のスケジュール

項目	時期
実施要領の掲載・公告期間	1月10日（火）～1月25日（水）
質問書の受付期間	1月10日（火）～1月20日（金）
質問書への回答	1月23日（月）まで
参加表明書の受付期間	1月10日（火）～1月25日（水）
参加資格決定通知	1月26日（木）
企画提案書等の提出期間	1月26日（木）～2月6日（月）
企画提案プレゼンテーション	2月8日（水）
審査結果通知	2月13日（月）までに通知

※ 都合によりスケジュールが変更となる場合があるため、変更となる場合は参加事業者に連絡するものとする。

### 5 実施要領の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和5年1月10日（火）～1月25日（水）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く午前9時～午後5時まで。ただし、正午～午後1時を除く。

閲覧場所：2－（4）に同じ

※焼津市ホームページよりダウンロード可。

### 6 質問書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和5年1月20日（金）午後5時（必着）

提出書類：様式第7号「質問書」

提出先：2－（4）のE-mailアドレス

<sup>1</sup> <https://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/documents/nyusatukokoroekimubuppinn.pdf>

## 7 質問への回答

令和5年1月23日（月）までに、原則として参加表明をした全事業者に回答する。

## 8 参加表明にあたっての留意事項

### (1) 実施要領の承諾

参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 費用の負担

参加表明書等の提出に関する費用は、事業者の負担とする。

### (3) 使用言語

提案に関して使用する言語は日本語とする。

### (4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、参加資格決定通知書の内容にかかわらず返却しないものとする。

### (5) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

### (6) 提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。

### (7) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認められない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

## 9 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和5年1月25日（水）午後5時（必着）

提出場所：2－（4）に同じ

提出方法：持参または郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

提出書類： 様式第1号 「参加表明書」  
様式第2号 「会社概要」及び会社パンフレット  
様式第3号 「障害者計画等の策定実績」  
上記のほか、様式第1号に示された書類

## 10 参加資格決定通知書

(1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し、令和5年1月26日（木）までに様式第4号「参加資格決定通知書」を電子メールにより通知する。

(2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日（祝日等を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けないものとする。

## 11 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式第8号「第5次焼津市障害者計画策定業務プロポーザル参加辞退届」を令和5年2月6日（月）午後5時（必着）までに、焼津市役所健康福祉部地域福祉課へ提出。

参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしないものとする。

**【これ以降は、参加資格を有する提案者の手続きです。】**

## 12 提案内容

- (1) 別に定める「第5次焼津市障害者計画策定業務委託仕様書」の要求基準を満たすものであること
- (2) 仕様書に記載する項目のうち、本業務で費用が発生するものに関しては、漏れなく計上すること。

## 13 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 提案費用の負担  
提案に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 使用言語及び通貨単位  
提案に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (3) 提出書類の取り扱い  
提出された書類については変更できないものとし、採用、不採用にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提供資料の取り扱い  
市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (5) 提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認められない。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- (7) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て本市に帰属するものとする。
- (8) その他  
本要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。  
提案書に記載された内容は、特に明記が無い場合は、受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。

## 14 提案書等の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和5年2月6日（月）午後5時（必着）

提出場所：2－（4）に同じ

提出方法：持参または郵送

※提案者は、次の要件により提出するものとする。

## 15 書類等の提出について

	提出書類	説明
①	企画提案書	様式第5号を使用すること。
②	提案書	「16 提案書作成」の要領に従い作成すること。
③	見積書及び明細書	様式第6号を使用すること。 見積額の算出根拠となる明細書の様式は提案業者独自のものが構わないが、項目区分は順守すること。

- (1) 表紙に①様式第5号「企画提案書」を使い、②～③と一緒に紙製ファイルに綴じること。
- (2) 代表者印を押印した正本を1部、正本を複製した副本を7部提出すること。

## 16 提案書作成

提案書は以下の構成とし、A4（縦及び横）30 ページ以内（表紙を含む）でまとめること。

第1章	アンケート調査について	調査票作成
		集計及び分析の手法等
		調査票の作成
第2章	計画策定について	現状分析
		現行計画の評価
		基礎数値の推計
		基本理念、目標等の設定 等
第3章	策定プロセスについて	市との役割分担や支援 関係者へのヒアリング等
第4章	業務の実施体制及び業務スケジュールについて	策定スケジュール
		プロジェクト体制
第5章	成果物について	印刷物等の構成やデザイン

## 17 本計画策定にかかる経費及び算出区分

- (1) 費用の算出区分は様式第6号のとおりとする。金額の表示はすべて税抜きとする。
- (2) 見積額の算出根拠となる明細書には、数量、単価等を記載すること。

## 18 提案プレゼンテーション

- (1) 提出期限後、提案内容のプレゼンテーションを開催する。
- (2) このプレゼンテーションは、本調達の最終判断を行う選定委員会 に対して行う。
- (3) 開催日は、令和5年2月8日（水）に焼津市役所 アトレ庁舎 2階会議室で開催する。説明の順番、時間等は、別途通知する。
- (4) プレゼンテーションは3名以内で行い、プレゼンテーション30分以内、質疑応答を含め、60分程度で終了する。（参加表明者数により、時間を調整する場合がある。）
- (5) プロジェクタ、スクリーン等は本市で用意する。パソコンについては提案業者にて準備すること。

## 19 優先交渉権者の選定

本業務の受注者選考にあたっては、第5次焼津市障害者計画策定業務プロポーザル選定委員会が、下記の事項について、提出された提案書等の書類及びプレゼンテーション等を公平かつ客観的に評価し、提案価格と併せ、優先交渉権者を選定する。

複数の提案者において評価点と提案価格が同じであった場合には、くじにて優先交渉権者を決定する。くじについての辞退はできないものとする。

- (1) 本業務の業者は、以下の内容を総合的に評価し、決定をする。

### (ア) 提案書の内容

ア 現在の全国・地方の障害福祉を取り巻く現状、法体制、制度改正点等に精通して

いるか。

イ 本市の障害福祉の現状分析や現行計画の評価手法が的確であるか。

ウ 法令や制度に沿ったわかりやすい障害福祉のビジョン（基本理念・基本目標等）を示しているか。

エ 焼津市の特性・課題を踏まえた企画提案となっているか。

オ 成果物の見やすさや工夫

(イ) 実施体制及びスケジュール

(ウ) 経費の内訳

(2) 選定結果については、以下のとおり通知する。

(ア) 選定業者には、優先交渉権者に選定された旨の通知書を送付する。

(イ) それ以外の業者には、不採用の通知を送付する。

## 20 契約に関する条件

(1) 契約の交渉と契約について

優先交渉権者と契約交渉を行ったうえ、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。ただし、この交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

(2) 契約は、業務委託契約とする。

(3) 費用の支払いは、全ての業務を実施したことを検証後に支払事務を行う。

## 21 その他

(1) 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、焼津市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を行うこと。

(2) 秘密保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。

(3) 再委託の禁止

(ア) 本業務の受託者は、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

(イ) 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

(4) 瑕疵担保責任

本業務の完了検査後1年以内に本要領及び仕様書との不一致及び不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこととする。

(5) 費用弁償

本要領にて要求する資料等の作成等に要する全ての費用は、提出者の負担とする。

(6) 問合せ先

この件に関する問い合わせは、全て電子メールにて行う。(2-(4)のE-mailアドレス)電子メールに資料添付をする場合は、必ずZIP形式で圧縮して送信すること。